平成２９年（フ）第９０号
三重県伊賀市緑ケ丘中町1201番地の６　プレサージュ伊賀103
債務者　島中オリンダこと　アマリリア　デシマナカ　オリンダ　カタリナ
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第８７３号
広島市安芸区中野東６丁目26番39号
債務者　水谷　洋之
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８４号
広島市中区宝町３番14―903号
債務者　佐々木奈美
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３号
広島県三次市十日市南４丁目３番11号―101号
債務者　檜高　竜二
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第１３７号
福島市松川町美郷２丁目８番地の６
債務者　横山　智里
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第９号
栃木県真岡市高勢町１丁目196番地１
債務者　仁平　　要
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２９年（フ）第６８号
長野県飯田市大瀬木1971番地１（市営住宅Ａ―401号）
債務者　清水夕起子
１　決定年月日時　平成29年12月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１５７号
滋賀県東近江市宮川町688番地207
債務者　中村　範之
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６２４号
兵庫県西宮市津門綾羽町６番35号　グリーンハウスアヤハ102号
債務者　阿部喜代美
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８１号
兵庫県豊岡市出石町馬場５番地の１
債務者　石田満知子
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
山口県下関市山の田北町３番20―306号　稗田県営住宅20号棟
債務者　久保野　修
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
徳島県名西郡石井町高原字東高原34番地14
債務者　森　　弥生
１　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３５号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内381番地１　県営曽我団地921号
債務者　谷﨑　涼輔
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６８号
愛媛県松山市南梅本町甲344番地３
債務者　飯尾　益美
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６１号
大分県津久見市大字網代4090番地
債務者　川崎　　信
１　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４０号
宮崎県東諸県郡国富町大字木脇1107番地
債務者　嬉野　厚子（旧姓川越）
１　決定年月日時　平成29年12月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５７号
宮崎市池内町陀羅迫912番地１　市営住宅143棟39号
債務者　牟田原直美（旧姓稲田）
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
宮崎地方裁判所破産係